

小川晃一著

『英国自由主義体制の形成——ウィッグと

ディセンター——』

川分圭子

一八世紀から一九世紀初頭にかけてのイギリスの政治史は、本
国では何冊もの大著が記されている分野であるにもかかわらず、
日本では断片的な個別研究が数少なく発表されるにとどまってい
た。しかし九二年暮れに、名譽革命体制から一八四〇年代のビー
ル内閣にいたるイギリスの自由主義の成立過程を扱う本書が、小
川晃一氏によって完成された。しかもこの作品の副題は、従来日
本の研究者が避けがちであった宗教と政治の問題を、小川氏が正
面から取り上げようとしていることを示唆している。

以上のような点から、本書は今後の日本のイギリス史研究にと
って意義ある一冊と言えよう。評者は政治史を専門とする者では
なく、このような政治学者の著作を評するに十分な力があるとは
言いがたいが、イギリスの非国教徒の政治行動について小論をま
とめたところもあるので、以下で簡単な内容紹介と評をさせて
いただくこととする^①。

一
本書は以下のような構成となっている。
はしがき

第一章 序論

第二章 名譽革命体制

第一節 名譽革命と体制の確立

第二節 宗教的寛容

第三節 アリストクラシー

第四節 体制の成熟と《腐敗》

第三章 反対勢力

第一節 地方ジェントルマン

第二節 急進主義とディセンター

第三節 政治的環境の変化と新しい急進主義（ペンタム主義）

第四節 ディセンターと中産階級

第四章 改革への始動

第一節 自由主義的トーリー

第二節 野党ウィッグ

第五章 選挙法改革

第六章 諸改革

第一節 市政改革

第二節 新救貧法の制定

第三節 工場法の制定

第四節 国教会改革

第七章 ビールの時代

第一節 デイセンターの運動

第二節 殺物法の撤廃

付言

注

ウィッグ貴族等紹介

はしがきでは、イギリス自由主義体制の成立は支配層Ⅱアリストクラシーと被支配層Ⅱ中産階級・民衆の対抗と妥協のプロセスであるという著者のヴィジョンと、特に支配層の典型的勢力としてウィッグ、被支配層のそれとしてデイセンターを考察の対象としたいという著作の意図が語られている。イギリスの政治は常にアリストクラシーの掌中であり、彼らが対抗勢力の働きかけの中で自由主義化してはじめて自由主義体制が成立し得たのだというのが、小川氏の基本的な見方である。

これを受けて序論では、名譽革命がイギリスに自由主義的国家権力を確立させたこと、またその中核はウィッグのアリストクラシーであったことが述べられる。この支配層の伝統的政治理念は、一九世紀にいたるまで常に穩健中庸路線、つまり、自由の確立と防衛を名譽革命以来の根本原則としながらも他方では国家権力の担い手として過激な政治行動の抑圧を正当化するものであった。

このような均衡の観念は、議会政治においては混合政体論や利益代表 *interests* の調整として、宗教においては国教会の保持と宗教的寛容の並存として、経済面では権力の強化と個人の広範な活動が互いに支え合った自由主義的経済政策としてあらわれた。以上がウィッグ主義であり、これはウィッグの政治家のみならず、

一九世紀に経済的自由主義改革を進めたトリーや後年の保守党の一部にも受け継がれたイギリス支配層全体の政治理念であった。一方、このような国家権力に対抗する勢力として、一にデイセンター、そしてその勢力の衰えた一七世紀末から一八世紀にかけてはジャコバイト、地方ジェントルマンが存在した。

次に、議論の出発点である名譽革命体制について第二章が展開される。まず、「権利宣言」はジェームズ二世の国外退去を廃位ではなく退位であるとし、またウィリアム三世を事実上の支配者と呼んで、名譽革命を革命と認めることを微妙に避けていた。名譽革命直後の忠誠拒否者やジャコバイトの存在による体制の不安定さも、抵抗権の正当化への躊躇を助長した。この結果、ウォールポール、ニューカスル・ピット内閣を経て確立した一八世紀のウィッグ体制は、抵抗権へは慎重な態度をとり、その制限王制・ハーノーヴァ朝の承認・主権的議会といった中間的な政策は結局トリーにも受け入れられていった。

名譽革命後発布された寛容令では、非国教徒の礼拝の自由を認めながら政治的権利の回復はなかった。しかし、ウィッグは少数の本質的な事柄以外は広範な信仰のバリエーションを認める広教主義の立場をとり、積極的にデイセンターを国教内部に取り込もうとした。

このようなウィッグの主体は、アリストクラシーである。下院は称号をもたないいわば二級のアリストクラシー（貴族の子弟ブルラスジェントリ）からなっていたから、結局議会はアリストクラシーに占拠されていた。

一七六〇年代になると名譽革命体制は爛熟して、派閥抗争の時

書

代にはいる。そもそも名譽革命体制は自由と財産権の確立と保護を目的としていたが、その財産の概念の中には様々な貴族の既得権益、すなわち貴族身分そのもの、自治体の自治権、下院議員選出権、さらには有給閑職や公金の私的運用までもが含まれていた。このような利己的特権の正当化は一八世紀を通じてむしろ進行しつつあった。これに対し、体制内外から批判があがって行く。内部からの批判はピット父子、さらに一部のウィッグから生じた。

外部からの批判については、第三章に議論が展開される。反対勢力としてまず注目されるのは、傍流のアリストクラシーとも言うべき地方ジェントルマンである。彼らは、ウィッグのアリストクラシーのバトロネジの外にあったオープンな選挙区（しばしば州選挙区）から選出された独立的な下院議員であり、中央においてはウィッグが支配していた官職からは排除されていた。したがって彼らは中央の腐敗、すなわち常備軍の拡大や経済界への利子支払等による政府支出の増大や、それによって引き起こされる土地税の引き上げに反対し、そのほか議員の官職就任や年金の授与、中央のバトロネジのもとにあるバラ選挙区や議員任期の長期化を批判した。独立的な彼らはめつたに連帯行動を起こさなかったが、しかし一七八〇年にはワイヴィル率いるヨークシャー運動が各地の地方ジェントルマンの支持を得た全国的な動きとして生じた。

次の節では、六〇年代のウィルクス運動、七〇年代から九〇年代にかけてのディセスターの知識人の活動、そしてワイヴィルの運動に呼応したウエストミンスターを舞台とするトゥック、バーデットの活動が記述される。しかしディセスターの活動自体は九

〇年代に転機を迎え、それまでの知識人による個人中心のものから新たな成員を大量に得たメソジスト等の組織中心のものへと変容していく。

一九世紀にはいると更に別な急進主義の流れが加わる。それは、ペンタムによる功利の原理にもとづいた合理主義的な急進主義であり、一八二〇年代に活躍するランズダウン、オルソープのような政治家に影響を与え、その経済自由化の理論ともなった。

第四章以下では、一八二〇年代から四〇年代の改革期について語られる。まず四章では、一九世紀初頭中産階級の批判や民衆暴動の中で、支配層はウィッグもトーリーもそれぞれに自由主義改革路線を押し進めるにいたった過程が描かれる。もちろんトーリー内部にはウルトラと呼ばれる保守派が存在したが、その中にある程度実現することができた。他方でウィッグは、一八〇七年以降フォックス・グレイ派とグレンヴィル派、山岳派の分裂が鮮明になり、カトリック解放と戦局批判の他は党としての統一見解をもてなくなっていた。結局二二年のカニング内閣においてはウルトラ・トーリーの去った自由主義的トーリーと、グレンヴィル派ウィッグが連携し、改革路線を推進する。

続いて最後の三章で、第一次選挙法改正に始まる諸改革の進行の経過と内容に説明がさかれる。まず、一八三二年の選挙法改正はウィッグのグレイ内閣によって達成されるが、実はこの内閣はきわめてアリストクラティックな性格のものであり、改正内容もそれを反映してアリストクラシーの影響力を残すことを課題としたものとなった。グレイ達は、腐敗は正さなければならぬが、

正當なアリストクラシーの影響力は積極的に評価されるものとしており、故にバラ選挙区の残存とアリストクラシーの影響力の大きい州選挙区の議席の増加に腐心した。この後、選挙法改正を受けての自治体法改正、新救貧法制定、工場法制定、国教会改革が、やはりウィッグ・アリストクラシーの指導のもとに進められる。終章では穀物法廃止と国教廃止運動が激しく展開されたピール政権下の時代が扱われ、ピールが野党ウィッグの支持を受けながら前者を達成したこと、しかしそれは決して新興の商工業者の利益代表としての行動ではなく、むしろ伝統的統治を保守するための妥協の施策であったことが説明される。

二

以上、本書の内容を簡単にまとめた。これからわかるように、本書の各章はそれぞれの章題のトピックを中心に書かれてはいるが、全体としては時系列の叙述になるように配慮されている。つまり、第二章の名誉革命体制の成立に始まり、この章と次の章は一八世紀にさかれ、四章で一八二〇年代までを、五章以下で一八三〇、四〇年代の改革期を描くという構成となっている。この結果、本書は一八世紀・一九世紀前半のイギリス政治史の詳細な紹介の書となった。このような性格の書は、いまだ発表されていなかっただけに、本書は今後の研究者のよい手引きとなるに違いない。また小川氏は、近年この分野で出版された本國の豊富な文献もよく集めて、随所に引用している。巻末のウィッグ貴族紹介も、ともしれば爵位や称号と個人名がなかなか結びつかず苦勞する評書者のような日本人の初学者にとってはたいへんありがたいもので

ある。つまり本書は、この分野ではじめて詳しく書かれた概説書として、たいへん有意義な一冊であるといえるだろう。

しかし、研究書としてはかなり不足な点を残してもいる。

最初に、本書を一読した者が一番に不満に思うのは、副題に「ウィッグとディセンター」とありながら、実際には本書はこの両者を中心に描いたものでは全然ないということであろう。まず、ディセンターに関しては、記述量そのものがとても少ないし、また内容も、従来の概説的な書物で手にはいるものを越えていない。ディセンター内に存在していた様々な会派の分類が不十分な上に、それぞれの宗教的見解や信者の社会層の違い、それから生ずるところの政治的立場の相違に関しては全くふれられていない。これでは、いくら宗教問題に疎い日本人研究者といえども、ほとんど啓蒙されるところがないのではなからうか。

また、ディセンターと実際の改革の関係がほとんど描かれていないことも問題である。本書では、ディセンターは第三章のなかで説明されているが、これはあくまで一八世紀のディセンターの状況にとどまっている。それに対し、本書が解説する自由主義改革は第五章以下で扱われる一八三〇年代以降の改革である。この結果、このような改革とディセンター勢力がどう関わっていたかは説明されないままに終わってしまった。一八世紀と一九世紀のディセンターはメソジストの登場を経てその性格を大きく変えているのだから、一九世紀の改革を語るのなら、一九世紀のディセンターについて新たな説明が必要だったはずなのである。もっとも第七章ではピール政権期のディセンターと国教廃止運動の関わりがふれられてはあるが、これとてわずかであるし、またこのように

宗教問題におけるディセンターの関与だけを取り上げたところでディセンターと自由主義の関わりは少しも見えてこないであろう。一方のウィッグについても、今一つ踏み込んだ説明がない。ウィッグについては第二章の名誉革命体制のところ、成立の歴史的経過と基本的な性格がかなりの頁をさいて説明されているが、その結論は斬新なものではない。ウィッグのメンバーが特権的アリストクラシーだったというのは、現在のイギリス史研究者にとっては常識の範疇に入らざるうし、彼らが自由主義に理解を示しながらも伝統的特権保持につとめていたこともよく知られているからである。

全体を読み通した印象から言えば、本書はディセンターとウィッグに重点をおくものというよりむしろ、支配層としては自由主義的トリーにも、反対勢力としては地方ジェントルマンや様々な急進主義勢力にも、平等に目配りしているように見える。結局本書の場合、時系列の記述を選択した結果、トリーもふくめたイギリスの支配層が、様々な要素からなる被支配層の突き上げのなかで自由主義化の道を選択していった過程をえがくというより大きなヴィジョンが、ウィッグやディセンターという個別の構成要素について詳細に記述することを犠牲にして、先行しているのである。

しかし、イギリスの支配層が常にアリストクラシーを中心的構成要素とする閉鎖的な存在であり続けながら、その一方で被支配層の要求に柔軟に対処して徐々に自由主義化していったという見方自体は、今ではイギリス史家に広く受け入れられた見解である。従って、この見解に則って比較的よく知られた事実をまとめた

いう性格の本書には、どうしても研究書としての新味に欠けるといふ不満が残る。本書が一八、一九世紀の政治的事項を非常に網羅的に紹介している努力は高く評価したいけれども、そうしたやり方より、日本で余り知られていない事実―たとえばディセンターの問題―を丁寧に掘り下げて、そこからこの見解の検証を行うといった研究態度の方が望ましかったように思われるのである。

最後に、本書の内容に関わることではないが、このような大著にしては引用の粗雑さが散見されるのも、残念な点である。たとえば、七〇頁六から七行目にウィッグとあるのはウィルクスの間違いと思われる。また、九〇頁と九一頁においては、同じ文章の引用が訳を変えて二度引用されており、読者の混乱を招く。また他にも本文と註の内容が重なる部分があるなど、もう少し注意深い記述がなされていたらと思われる箇所があった。先にも述べたように、本書はこの分野の研究の概説、啓蒙の書としてこそ真の価値があると思われるので、このような単純なミスや冗長に過ぎる記述がなかったなら、もっと利用しやすい良著となっただろうと惜しまれる。

とはいえ、本書の登場によって名誉革命以後から一九世紀の自由主義改革までのイギリス政治史の理解が今後深まることは疑いないであろう。評者としては、本書の取り上げている様々な政治的事項についての研究がこれから活性化することを祈っている。

① 拙稿「一八一―一九世紀転換期のウィッグと非国教徒―」・「ホランド・ハウスの人々―」『史林』七六巻三号、一九九三年五月をさす。

(A5判) 四三〇頁 一九九二年一月 木鐸社 五〇〇〇円

(京都府立大学女子短期大学部講師)